

令和8年度 市民が作る自主講座 申請一覧

資料3-2

No.	収受日	申請者	団体名	代表者	講座名	期間	時間	回数	希望場所	募集人数	講座の狙い	学習内容	実費負担	金額	講師	保育	可否
1	3/30	小金井音楽療法の会	津崎知栄	イキキヤキ若返り！音楽劇トク講座	9/29(火)	10時～正午	1	貴井北分館	25 (概ね65歳以上を対象)	家にいる高齢者の方に公民館に来て、頂いて音楽を使って体を動かしたり、歌を歌ったり、楽器の演奏をしたり、コミュニケーションをとって楽しく心身のリフレッシュをしてもらう。	腹式呼吸、簡単な手足のウォーミングアップ、季節の歌を歌ったり、交互唱や手話、歌唱をする、クールダウンに何か楽器を使って鑑賞もする。	無		川合直美(音楽療法士)、林崎喜代子(音楽健康指導員)	無		
2	3/31		石川政明	声をきかえて、詩を朗読してみよう。	9/5(土) 9/12(土) 9/19(土)	10時～正午	3	東分館集会室	30	近年、人のコミュニケーションが減り、おしゃべりの機会が少なくなりました。又、一人暮らしの人口も増え、1日の会話量が足りなくなってきます。声帯が弱り、誤嚥が起きたり、食事にむせる、話の最中にせきまよひなどの起きる方が増えていきます。健やかな日々のために楽しくトレーニングをします。	1日目：声をきかえる。(正しい発声を身につける。声筋トレーニング) 呼吸法、活舌トレーニング 2日目：楽しいゲームで声+脳をトレーニング 3日目：素晴らしい声で詩を朗読してみる	無		針谷理繪子(わさしの芝居塾塾長)	無		
3	3/31	小金井ラミィキューブの会	井口由美子	ボードゲーム・ラミィキューブで遊ぶ会	第3土曜日	10時～正午	1	貴井北分館	12	ボードゲームは年齢・性別・立場を超えて人が交流するためにも有効なツールです。特にラミィキューブは、ルールがやさしく、1ゲームが短く(20分程度)、子どもや高齢者にも遊びやすいです。脳トレになり、多世代で楽しめるボードゲーム・ラミィキューブを体験してもらい、ゲームを通じて多世代交流を図る一助とすることが目的です。	ラミィキューブの遊び方の講習、上達のコツの講習	無		内藤 美樹(ラミィキューブ・ジャパオン副会長)	無		
4	4/2	cocone(小金井ひきこもり家族会)	伊東道子	ひきこもりについての学習	8/15(土) 10/17(土) 12/19(土)	14時～16時	2	貴井北分館学習室C・D	20 当事者または当事者と家族	当事者や生き辛さを抱えるものと、その家族のピアサポートと情報交換を目的とした学習会、誰もが孤立することなく、一人で悩まず、つながり喜びあひながら、一緒に考える。	第1回 ピアサポーターについて 第2回 当事者の話を聞く 第3回 当事者の働き方(多様な働き方)	無		第1回 相川章子(埼玉大教授)、 第2回 小林 三(ピアサポーター)、 岡田秀一(課題団体講師)	無		

5	4/15	公民館の 明日を考 える会	倉橋良子	子どもと大人をつ なぐ地域づくり ～ベントポトルで 走る車をつくろう ～	8/22(日)	10時～12 時	1	賈井北分館学習 室A・B	親子 10、 高齢 者5	地域の子ども達の健やかな成長のために、 人口構成が将来30%を認ると予想さ れる高齢者が、長年培ってきた知識をも とに、子どもと一緒に、工作を通して、楽 しいひと時を過ごし、地域の輪を広げた い。	子どもと高齢者を対象とした工作教室 を開催する。輪ゴムの力で走るベント ポトルの車を作り、自分の好きな絵を 描き、参加の皆様で、走らせて楽し む。	無	無	齋藤純(シニア情報生活アドバイザー)	無
6	4/15	クリスタル	菅沼七三 雄	無形文化遺産を 通してみる日本 文化～伝統的な モノづくりの技を 中心に～	9/25(金)	14時～16 時	1	賈井北分館学習 室A・B	40	無形文化財のうち、一般庶民の生活・慣 習・行事そのものに近い民俗文化財は、 その保持・継承が難しい。今回、伝統的 なモノづくりの活動の紹介と民俗文化財 をいかに守り、残すかその意義について 学ぶ。	民俗文化財の一つである伝統的なモ ノづくりの技(算づくり)、その利用等の 紹介、及びそれを通して見える、日本 文化の特徴(人と自然の関わり)を学 び、民俗文化を守り、残す意義につい て、皆で考えてみよう。	無	無	今石みぎわ(国立文化財機構東 京文化研究所主任研究員)	無

市民がつくる自主講座 企画説明シート

公民館運営審議会委員が審査を行うための参考資料となります。

団 体 名	小金井音楽療法協会
講 座 名	イキイキ若返り！音楽脳トレ講座

①または②を選択し、その理由を実施するメリット等を含め下記にお書きください。

①地域の社会教育振興に寄与する理由

②公共性のある地域または生活の課題にあたる理由

②. 積極的に外に出る。友達やグループの方とコミュニケーションをとってふらける高齢者は丈夫かと思われませんか？  
 家にはかりいて、あまり外出されない高齢者はコミュニケーションをとらないでいると言語認知症になるリスクが高くなると思われます。  
 そういう方たちに音楽を使って、楽しく脳トレも兼ねて歌ったり、楽器を使ったりして、コミュニケーションを取ると、本人も楽しくリフレッシュされると思います。

(公運審委員使用欄)

--	--

市民がつくる自主講座 企画説明シート

公民館運営審議会委員が審査を行うための参考資料となります。

団体名	
講座名	声をきたえて、詩を朗読してみましよう。
<p>①または②を選択し、その理由を実施するメリット等を含め下記にお書きください。</p> <p>①地域の社会教育振興に寄与する理由</p> <p>②公共性のある地域または生活の課題にあたる理由</p> <hr/> <p>いつもお世話になっております。昨年は「演じて、笑って、元気になるう！」で講座を開催致しました石川政明です。</p> <p>2022年から毎年、こちらの市民講座を開催させて頂いております。お願いしております針谷講師のお力もあり、毎回20名程度の参加者が集まり、日々のお悩みを聞きながら、参加者の皆様が楽しく声を出して、講座の終わりには笑顔になって帰っていく姿を見ることが毎年のやりがいとなっています。</p> <p>またこれまで、緑分館、東分館、貫井北分館と場所を変えながら行ってきました。新しい小金井市民の方々との出会いは新しい発見にもつながっております。</p> <p>どうぞ本年もよろしくお願い致します。</p> <p>今年は朗読を扱いたいとおもいます。講師の針谷様にも相談し、これまでの講座を踏まえ、小金井市民の方々が楽しく参加できるよう尽力していきたいと思ひます。</p> <p>近年人のコミュニケーションが減り、おしゃべりの機会が少なくなりました。又、一人暮らしの人口も増え、1日の会話量が足りていません。声帯が弱り、誤嚥が起きたり、食事中にむせる、話の最中に咳き込むなどが起きる方が増えています。健やかな日々の為に楽しくトレーニングをします。</p> <p>3回講座のおしまいには皆でお互いの作品を楽しみあい、市民同士の連帯感を味わって頂き、世代間交流、地域間交流の場を作り出していきたいと思ひます。</p> <p>1日目：声をきたえる。（正しい発声を身につける。声筋トレーニングを覚える、呼吸法、滑舌トレーニング）</p> <p>2日目：楽しいゲームで更に声+脳をトレーニング</p> <p>3日目：素晴らしい声で詩を朗読してみる</p> <p>以上です。よろしくお願い致します。</p>	
(公運審委員使用欄)	

市民がつくる自主講座 企画説明シート

公民館運営審議会委員が審査を行うための参考資料となります。

団 体 名	小金井ラミィキューブの会
講 座 名	ボードゲーム・ラミィキューブで遊ぶ会

①または②を選択し、その理由を実施するメリット等を含め下記にお書きください。

①地域の社会教育振興に寄与する理由

②公共性のある地域または生活の課題にあたる理由

この講座は小金井市に暮らす年齢・性別・立場を超えた人たちが出会い、一緒に楽しむ場を提供し、多世代交流を図ることを目的としています。

現代は各人が忙しく生活しており、何らかの目的を持たずに漫然と集まって時間を過ごすことはあまりなく、昔は存在した井戸端とか縁側といった地域に暮らす人が何となく集まる場が少なくなっています。

一方、目的を持って集まると、そういった集団は非常に効率的になっていて同質性が高く、違う属性の人と出会う事は少ないです。

例えば小学生・中学生は学校・習い事・塾などで多くの時間を過ごしていますが、そこには先生などの指導者以外の普通の大人や高齢者はいません。

社会人は仕事上の付き合いの中で暮らしていると、自分の家族以外の子どもや高齢者とは出会いません。

高齢者は所属集団がそもそも少なく、老人会の活動だと同世代しかいません。

ボードゲームは年齢や性別に関係なく、一緒に楽しむことが出来ます。ことにラミィキューブはルールがやさしく（10分程度で教えることが可能）、1ゲームのプレイ時間が短く（20分程度）、子どもや高齢者にも楽しみやすいです。

また、何をすべきかがはっきりしているゲームは、曖昧な状況を判断することが苦手な発達障害の方も安心して遊べる場となります。

他地域では小学生から90代の高齢者まで、多世代が集まって楽しんでいるゲーム会があります。小金井にもそのような場を作ることが講座の目的です。

公運審委員使用欄

--	--

市民がつくる自主講座 企画説明シート

公民館運営審議会委員が審査を行うための参考資料となります。

団 体 名	cocone(小金井ひきこもり家族会)
講 座 名	ひきこもりについての学習会
<p>① または②を選択し、その理由を実施するメリット等を含め下記にお書きください。</p> <p>② 公共性のある地域または生活の課題にあたる理由</p>	
<p><b>学習会実施の目的</b></p> <p>本会は、小金井市在住の当事者家族が立ち上げ、当事者や生き辛さを抱えるものと、その家族のピアサポート、情報交換を目的としている。誰もが孤立することなく、一人で悩まず、つながり学びあいながら、一緒に考えます。</p> <p>社会的に孤立し、孤独を感じている状態にある人や、生活上の困難を抱え、家族を含む他者との交流が希薄な状態である、ひきこもり状態にある本人とその家族が、それぞれの意思で今後の生き方や社会との関わり方などを決める「自律」を目指します。</p> <p>そのために、家族と支援者は本人をどう理解し、どう寄り添って行けばよいのか、また家族は、どう自分自身を支えて行けばよいのかを学びます</p> <p>1回目 8.15(土) ピアサポートとは、同様の経験、もしくは同様の立場である対等な仲間同士の支え合いのことで、具体的な支え合い方などのお話をお聞きます。</p> <p>2回目 10.17(土) ピアサポーターとして、実際に活動しているかたの経験と、どのように当事者を支援しているかお話を聞きます</p> <p>3回目 12.19(土) 元当事者がどのような働き方ができるかという実際の経験談と、元当事者であるVチューバーをお招きして生き活きと活動する様子、彼らのお話を聞きます。</p> <p>なお、本会は東京都のひきこもりに係る民間支援団体等の連携団体認定を 2024.4.1～2027.3.31の期間で受けています</p> <p>cocone ホームページ <a href="https://note.com/kogahiki">https://note.com/kogahiki</a></p>	

(公運審委員使用欄)

--	--

市民がつくる自主講座 企画説明シート

公民館運営審議会委員が審査を行うための参考資料となります。

団 体 名	公民館のあすを考える会
講 座 名	子どもと大人をつなぐ地域づくり パート3 ～ペットボトルで走る車をつくろう～
<p>①または②を選択し、その理由を実施するメリット等を含め下記にお書きください。</p> <p>①地域の社会教育振興に寄与する理由</p> <p>②公共性のある地域または生活の課題にあたる理由</p>	
<p>②を選択</p> <p>理由、実施するメリット</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小金井市の人口動態からわかること 小金井市の人口は、概略12万人。このうち、令和7年では、年少人口12.5%、生産年齢人口66.4%、老年人口21.1%となっており、今後、さらに、老年人口の比率は高くなる。また、小金井市への転入人口、小金井市からの転出人口は、それぞれ、1万人弱に近い数字となっており、(特に生産年齢の)人の移動の多い市です。</li> <li>・このような人口動態の中、子どもがすこやかに成長するための諸施策、諸活動が行われていますが、当会では、将来、人口構成で30%を超えると予想され、現役時代に、いろいろなノウハウを経験した老年世代が、地域の子どもの健やかな成長のために、地域の輪を作りたいとの思いから、令和6、7年の以下の自主講座を実施した。 今年度は、子どもと保護者、高齢者が集まり、工作を通して、楽しいひと時を過ごし、小さな地域の輪を作っていきたい。</li> <li>・今後も、今回の運営状況を考慮して、地域の輪を広げていきたい。</li> </ul> <p>* (参考) 令和6、7年の自主講座</p> <p>令和6年度 子どもと大人をつなぐ地域づくり ～コミュニティ・スクールとは?～</p> <p>令和7年度 子どもと大人をつなぐ地域づくり パート2 ～子どもたちの日常生活を知ろう～</p>	
<p>(公運審委員使用欄)</p>	

--	--

市民がつくる自主講座 企画説明シート

公民館運営審議会委員が審査を行うための参考資料となります。

団 体 名	クリスタル
講 座 名	無形文化遺産を通してみる日本文化 ～伝統的なものづくりの技を中心に～

①または②を選択し、その理由を実施するメリット等を含め下記にお書きください。

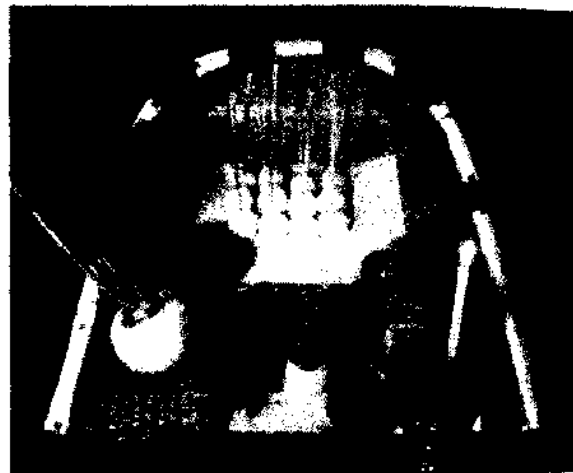
①地域の社会教育振興に寄与する理由

②公共性のある地域または生活の課題にあたる理由

・②か

・無形文化遺産のうち、庶民の生活、慣習、行事そのものに近い無形民俗文化財は、小金井市でも、貫井囃子、小金井囃子等いくつかの活動がなされているが、その保持、継承には多大の尽力がかかっている。また、広く世の中では、保持、継承ができず、失われていくものも多くあります。

そこで、今回、無形民俗文化財の例として、モノづくりの技を取り上げ、それを通して見える日本文化の特徴（特に、人と自然の関わり）について学び、なぜ、民俗文化を守り、残す必要があるか、その意義を皆で考えてみたい。



(公運審委員使用欄)

--	--

小金井市公民館市民がつくる自主講座取扱要領（平成14年8月12日制定）

最終改正:令和5年1月31日教委要領第1号

改正内容:令和5年1月31日教委要領第1号

○小金井市公民館市民がつくる自主講座取扱要領

平成14年8月12日制定

改正

令和5年1月31日教委要領第1号

小金井市公民館市民がつくる自主講座取扱要領

（目的）

第1条 この要領は、市民がつくる自主講座を、小金井市公民館において行う場合の取扱いについて定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この要領において「市民がつくる自主講座」とは、従来の公民館活動の分野を広げ、地域や生活の課題について、市民自身の手で講座の企画及び運営を行い、行政と協働で推進する講座をいう。

（申請者）

第3条 市民がつくる自主講座（以下「講座」という。）の申請をすることができるものは、主に市内で活動している団体又は市内に在住、在勤もしくは在学する個人（以下「実施団体等」という。）とする。

（講座内容）

第4条 講座の内容は、次に掲げるものとする。

- （1）広く市民を対象とし、地域の社会教育振興を目指すもの
- （2）公共性のある地域又は生活の課題を取り上げるもの

（申請）

第5条 講座を実施しようとする実施団体等は、市民がつくる自主講座申請書（様式第1号）を公民館長に提出するものとする。

（審査）

第6条 公民館長は、前条の申請について、小金井市公民館運営審議会の意見を聴き、実施の承認を決定したときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を、市民がつくる自主講座承認通知書（様式第2号）により実施団体等に通知するものとする。

2 公民館長は、前条の申請について、実施の不承認を決定したときは、市民がつくる自主講座不承認通知書（様式第3号）により実施団体等に通知するものとする。

（取扱い）

第7条 公民館長は、前条の規定により承認したときは、本講座を公民館の主催事業に準じて取り扱うものとし、次に掲げる事項について協力するものとする。

- （1）公民館施設の優先予約
- （2）講師謝礼の負担
- （3）講座開催の周知
- （4）その他公民館長が別に定めた事項

（変更申請）

第8条 実施団体等は、事情により講座の開催が困難になった場合又は申請内容に変更が生じた場合は、速やかに市民がつくる自主講座計画変更申請書（様式第4号）を公民館長に提出し、その承認を受けるものとする。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

2 公民館長は、前項の規定による申請書を受けたときは、承認の可否を決定し、市民がつくる自主講座計画変更（承認・不承認）決定通知書（様式第5号）により、実施団体等に通知するものとする。

（実施報告）

第9条 講座が終了したときは、実施団体等は、速やかに市民がつくる自主講座実施報告書（様式第6号）を公民館長に提出しなければならない。

（その他）

第10条 この要領に規定するもののほか、この要領の施行について必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

この要領は、平成14年8月12日から施行する。

付 則（令和5年1月31日教委要領第1号）

（施行期日）

1 この要領は、令和5年2月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要領による改正後の小金井市公民館市民がつくる自主講座取扱要領の規定は、令和5年4月1日以後に実施する講座について適用し、同日前に実施する講座については、なお従前の例による。



## 令和8年度市民がつくる自主講座募集要項

令和8年3月

小金井市公民館

小金井市公民館市民がつくる自主講座取扱要領第10条の規定に基づき、本事業の施行について必要な事項を以下のとおり定める。

### 1 募集要件

企画申請は、1団体または個人で1件とします。

(1) 申請に際しては、以下の条件を全て満たしていることが必要です。

ア 申請者は、主に市内で活動している団体（営利を目的とした団体を除く）又は市内在住・在勤・在学の個人であり、企画、運営、広報等を自主運営で行えること。

イ 市報等で広く受講者を公募すること。

ウ 材料費等の実費負担を除いて、参加費は無料とすること。

エ 企画の問合せ、受講申込（保育申込を含む。）の受付を、申請者が行うこと。

オ 市の個人情報保護ルールを順守すること。（8. 個人情報保護を参照）

カ 講座は1回につき2時間とすること。連続講座を企画する場合は、3回を限度とする。ただし、同一内容の講座を繰り返すことは出来ない。

キ 公民館の利用方法を遵守すること。

ク 過去に5回以上、当講座を利用していないこと。

ケ 公民館から変更協力があった場合、相談に応じること。

(2) 市民がつくる自主講座は、市の主催事業に準じた取り扱いとなります。特定の思想、偏った内容とならないよう、中立公正な内容、説明になるようご留意ください。以下に該当する場合は、本事業の対象となりません。

ア 営利を目的とするもの

イ 特定の政党・政治団体の利害に関する活動及び宗教活動

ウ 法令又は公序良俗に反するもの

エ 偏った思想や内容を紹介または体験するもの

オ 明確な根拠、立証等が得られない内容を紹介または体験するもの

カ 会員・関係者のみを対象としたもの

キ 営利事業、営利活動への勧誘につながるおそれのあるもの

## 2 申請受付

申請は、令和8年3月2日(月)から令和8年4月3日(金)までの期間(土・日・祝・休館日を除く。)午前9時から午後5時まで公民館本館窓口で受け付けます(インターネットによる受付は出来ません)。令和8年4月3日までに提出された申請書は、令和8年4月下旬開催の公民館運営審議会において審査を経て決定されます。

令和8年4月6日(月)以降、回数に余裕がある場合は令和8年4月30日(木)まで公民館本館窓口で受け付けます(インターネットによる受付は出来ません)。この期間に申請された場合は、令和8年6月中旬開催の公民館運営審議会において審査を経て決定されます。この際、上記1(1)クは適用されません。但し、講座は1回2時間とし、連続講座は実施できません。

「市民がつくる自主講座申請書(以下「申請書」という。)」及び「企画説明シート」に必要事項を記入して提出してください。提出時、または後日提出内容を調整させていただく場合がありますのでご協力を願います。

申請書を提出する場合は、令和8年度市民がつくる自主講座募集要項(本紙)の内容を必ず確認してください。

## 3 申請書類の配布

申請書類は、申請受付期間中、公民館窓口での配布及び公民館ホームページからダウンロードが可能です。

## 4 説明会

以下の日程で、説明会を「公民館本館」にて同一内容で実施しますので、可能な限り参加してください。説明会の参加は事前予約制とします。予約の連絡は、「公民館本館」で電話、Eメール(タイトルを「自主講座説明会参加希望」としてください)または直接窓口にて受け付けます。説明会事前予約の申込期間は、各回開催の2日前(該当日が土・日・祝日の場合よく平日)午後5時までとします。締切日までに予約が無かった回は、説明会を開催しません。

日にち	2月22日(日)	2月25日(水)	3月3日(火)
時間	午前10時～11時	午後6時～7時	午後2時～4時
受付締切	2月20日(金)		2月27日(金)

## 5 結果通知

応募に対する審査結果は、令和8年4月3日までに提出された申請は令和8年5月中旬を目途に、令和8年4月4日以降令和8年4月30日までに提出された申請は令和8年7月中旬を目途に文書により通知します。

## 6 公民館の協力

企画の承認通知後、公民館は以下の内容について協力します。

- (1) 公民館施設を優先で予約します。開催月の3ヶ月までは公民館の部屋を優先して予約します。それ以降は、空いている時間帯での予約となります。
- (2) 公民館事業の支払い基準に準じて、講師・保育士の謝礼を負担します。講師謝礼は1講座につき講師1名までを上限とします。保育士謝礼は期限までに保育の申込があった場合に負担します。
- (3) 講座開催の記事を市報及び公民館ホームページに掲載します。掲載は1企画1回とします。
- (4) 公民館の講座紹介コーナーにチラシを設置（掲出を含む。）します。  
チラシ内容について公民館から修正依頼があった場合にはご協力をお願いします。
- (5) 必要に応じ、学校・保育園・発達支援センター・児童館・保健センターへのチラシ配布に協力します（学童保育所、私立・都立・国立施設には配布できません。配布方法等詳細は、別途公民館本館にご相談ください）。
- (6) 公民館の印刷機器の使用料を免除し、使用する紙（A4再生紙。以下「用紙」という。）を提供します。ただし、印刷、製本等は申請者が行ってください。印刷機は、白黒印刷のみとなります。なお、印刷については、事前に十分余裕をもって行ってください。

ア チラシ（印刷機を使用。1企画につき原稿1枚、用紙100枚まで）

イ 講座資料（1講座につき、受講者1人用紙5枚まで）

- (7) 視聴覚機材（マイク、アンプ、プロジェクター等）を優先で予約します。使用

を希望する際は、実施決定後速やかに公民館へご相談ください。ただし、講座当日まで1か月を切ると一般予約扱いとなります。

事前の動作確認、運搬、設置等は申請者が行ってください。

- (8) 公民館の保育用の玩具を貸し出します。運搬及び玩具を使用する前後の消毒は申請者が行ってください。

## 7 申請事業の変更

申請事業の承認後に、事業実施を中止又は内容を変更しようとするときは、必ず計画変更申請書を公民館長へ提出してください。原則として、承認通知に記載された企画内容の大幅な変更は認められません。

計画変更申請書の提出があった場合、その内容を改めて審査し、その結果を申請者に通知します。

## 8 個人情報の保護

個人情報保護法及び小金井市電子情報資産の安全管理対策に関する規程に基づき収集する個人情報の保護に関し以下を順守すること。

なお、承認決定後に公民館本館に「個人情報保護に関する誓約書」を提出してください。

- (1) 個人情報の収集は、講座実施に必要なもののみとすること
- (2) チラシ、ポスター作成時、必ず「収集した個人情報は、本講座実施以外の目的には使用しません。」の文言を記載すること。
- (3) 実務上知り得た情報等について、講座実施期間中及び講座終了後も一切他に漏らしたり提供しないこと。
- (4) 収集した個人情報について、講座が終了次第、迅速かつ確実に公民館に提出又は廃棄・消去すること。
- (5) 収集した個人情報について、講座実施の用途以外には使用しないこと。
- (6) その他、企画実施に当たっては、個人情報の保護に関する法律及びその他諸法令等を遵守すること。

## 9 注意事項

- (1) 「市民がつくる自主講座」事業について、申請から承認までは公民館本館が行い、事業実施や協力については公民館緑分館が行います。
- (2) 応募者多数の際は、内容を精査の上、過去に本講座を実施していない申請者

を優先します。

- (3) 企画実施にあたり指定された締切を厳守してください。
  - (4) チラシ、ポスター作成時は公民館が指定する「個人情報の取り扱い」文言を記載するとともに、タグのプロパティを削除してください。
  - (5) 公民館以外の市施設へ掲示物を掲示したい場合は、必ず公民館本館へ相談してください。
  - (6) 市民掲示板の使用はできません。
  - (7) 保育付き講座の保育士手配は、原則申請者が行ってください。
  - (8) 手配する保育者は、保育有資格者もしくは資格取得中である者、子育て経験のある成人（18歳以上）としてください。
  - (9) 申込は原則「多数抽選」としてください。
  - (10) 講座当日の準備・撤収は、講座のために確保された時間を厳守してください。
  - (11) 公民館主催講座に準ずる講座として実施するため、公民館職員が必ず立ち会います。
  - (12) 企画者による講座アンケートをおこなう場合は、事前に公民館に相談いただくとともに、個人情報の取得は行わないでください。
  - (13) 講座終了後、概ね1週間程度で「市民がつくる自主講座実施報告書」並びに「保育報告書」（実施した場合）を公民館緑分館に提出してください。
  - (14) その他、公民館からの確認事項等が発生した場合は、速やかにご協力をお願いします。
  - (15) 本事業実施に関し疑義が生じた場合は、申請者と公民館で真摯に話し合い、解決するものとします。
  - (16) この要項に定めるもののほか、本事業実施に関し疑義が生じた場合、必要に応じ要件等を追加する場合があります。
- 10 この要項は、令和8年度に実施する本事業に関する事項に適用し、令和9年3月31日にその効力を失うものとします。